

# 【大蔵委員会】

## (1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院議員提出1件であり、すべて成立した。

大蔵

また、本委員会付託の請願10種類40件は、すべて保留となった。

### [法律案の審査]

大蔵委員会においては、現在の経済情勢、国際関係を反映した財政、税制等に関する法律案が付託され、審査された。

我が国経済は昨年、バブル崩壊後の長い不況から立ち直りつつあるところを1月の阪神・淡路大震災、3月以降の急激な円高等に見舞われ、緩やかな回復基調から足踏み状態へと移行した。そのような経済情勢に対処するため、政府は、4月に緊急円高・経済対策を、6月にその具体化及び追加策を、9月には総事業費14.2兆円という過去最大規模の経済対策を決定するなど、相次いで各種対策を講じてきたが、これらの経済対策は平成7年度中の景気回復を確実なものとするほどの即効性を持つものではなく、同年度における税収は前年度を下回って5年連続の対前年度減収となることが確実となった。

このため、その減収分を補う、いわゆる赤字公債の発行がやむを得ないものとなり、平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案が提出された。

さらに、景気の本格的な回復のため、平成8年度においても一層の経済対策の実施が期待される中、平成7年11月には「財政危機宣言」とも言うべき声明が発表され、歳入と歳出のギャップは構造的なものであると考えざるを得ない規模にまで達しており、特例的歳出削減措置、いわゆる「隠れ借金」による特例公債発行の回避もやはや限界であることが明らかにされた。こうした厳しい財政事情の下、平成8年度予算は当初予算段階から多額の特例公債発行を余儀なくされ、平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案が提出された。同法律案はその経緯を踏まえ、特例的歳出削減措置については、厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置のみを行うこととしている。

委員会では、大量の国債発行が国民生活に与える影響や政府の財政再建目標等について質疑が行われ、まさに危機的と言える現状を打破するためには、政府・大蔵省のみならず、国会における真剣な財政論議が必要である旨の大蔵大

臣の見解が示された。

なお、平成8年度予算の成立が遅れたことに伴い、本法律案は附則において定められる施行日について修正が行われた。

景気回復策としては、他に、平成8年分の所得税について平成7年に引き続き特別減税を行う平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案が提出され、特別減税の景気浮揚効果等について質疑が行われた。

また、バブル崩壊後の土地や証券市場をめぐる状況の変化にかんがみ、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、課税の適正化、租税特別措置の整理合理化、その他所要の措置を講ずる租税特別措置法の一部を改正する法律案が提出された。

これは、土地税制に関して地価税の税率を0.15%に引き下げ、土地等の譲渡益に対する税率の改正等を行い、証券税制に関して有価証券取引税の一部の税率を引き下げる特例等を設けるほか、課税の適正化に関して公益法人等の寄付金の損金算入限度額を引き下げる等の措置を講ずるものであり、委員会においては、土地政策の在り方や税制改革に対する政府の基本的な考え方方が問われた。これに対して政府は、土地政策については税制のみならず各般の施策を総合的に推進していく必要が、税制改革については少子・高齢化に伴う社会保障関係費用の増大や厳しい財政事情等からも、絶えず見直しと検討がなされる必要があるとの認識を示した。

次に、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税定率法等の一部を改正する法律案が提出され、ウルグアイ・ラウンド交渉に基づいて国際的に譲許している関税率の段階的な引下げの一部を前倒しして行い、減免税還付制度について期間の延長等を行うほか、阪神・淡路大震災の経験から、災害による関税の申請等の期限の延長制度等を設けるものとして成立した。

さらに、時代の変遷、環境の変化等を背景として見直しの必要性を指摘されてきた塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法案が提出された。

この法律案は、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、大蔵大臣による毎年度の塩受給見通しの策定・公表を義務付け、塩の製造、輸入、販売を行う者の要件を緩和し、生活用塩の供給や塩の備蓄・緊急時の供給等の業務を行う民法法人「塩事業センター」を指定するほか、塩産業の自立化達成の観点から、特定化学製品用塩を除く塩について塩事業センターが一元的に輸入する等の経過措置を5年間講ずることとするものである。

委員会においては、専売制度を廃止するメリット・デメリット、国内塩産業

振興の今後の見通し等について質疑が行われ、専売制度は塩の安定供給に資する反面、塩産業の構造改善等については阻害要因となっている疑いがあり、専売制度の廃止と5年の経過措置期間によって国内塩産業は自立しうるとの政府の見通しが示された。

#### [国政調査等]

2月16日、久保大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取し、2月22日、所信に対する質疑を行った。また、3月15日、消費税率の見直し及び住宅金融専門会社処理問題等について質疑を行い、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度大蔵省関係予算の審査を行った。

今国会においては、いわゆる「住専問題」を中心とする金融関係の議論が多く行われた。

まず住専問題については、預金者のいないノンバンクである住専を財政資金の投入によって処理することの是非等が問われ、財政資金の投入は金融システム維持のためにやむを得ない措置であり、国会の審議の過程においてより良い処理策が見付かれば参考にしたいとの答弁があった。

また、そもそも今日の金融関係の課題の多くはバブルの発生と崩壊によるものであり、これは金融政策の誤りによるところが大きいとする意見に対しては、バブル時の政策は、当時としては最善の策として行ったつもりであるが、今振り返れば必ずしもそうではなかったことを反省し、今後の教訓とする旨の答弁がなされた。

一方、財政の現状について、国民に対し情報の公開が十分になされていないのではないか、経済成長率を高めに見積もった税収予測が安易な財政運営を招いているのではないか等の質問があり、政府の現状に対する厳しい認識や今後の財政再建に向けた決意が示された。

## (2) 委員会経過

### ○平成8年2月14日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長久間章生君から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
(衆第1号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新社  
反対会派 なし

○平成 8 年 2 月 16 日（金）（第 2 回）

- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について久保大蔵大臣から所信を聴いた。
- 平成 7 年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第 1 号）（衆議院送付）について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、法務省、自治省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第 1 号） 賛成会派 自民、平成、社民

反対会派 共産、新社

○平成 8 年 2 月 22 日（木）（第 3 回）

- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について久保大蔵大臣、政府委員、農林水産省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 15 日（金）（第 4 回）

- 消費税率の見直しに関する件、住宅金融専門会社処理問題等に関する件等について久保大蔵大臣、政府委員、厚生省、農林水産省、建設省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 26 日（火）（第 5 回）

- 平成 8 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第 6 号）（衆議院送付）  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第 7 号）（衆議院送付）  
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第 34 号）（衆議院送付）  
以上 3 案について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁、国土庁、自治省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 28 日（木）（第 6 回）

- 平成 8 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第 6 号）（衆議院送付）  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第 7 号）（衆議院送付）  
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第 34 号）（衆議院送付）  
以上 3 案について久保大蔵大臣、政府委員、厚生省、農林水産省、国土庁及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第6号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新社  
反対会派 なし

(閣法第7号) 賛成会派 自民、平成、社民  
反対会派 共産、新社

(閣法第34号) 賛成会派 自民、平成、社民、新社  
反対会派 共産

なお、租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）及び関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

#### ○平成8年4月9日（火）（第7回）

- 塩事業法案（閣法第79号）について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成8年4月11日（木）（第8回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정した。
  - 塩事業法案（閣法第79号）について久保大蔵大臣、政府委員、参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長田村哲朗君及び社団法人日本塩工業会副会長前園利治君に対し質疑を行った後、可決した。
- （閣法第79号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新社  
反対会派 なし
- なお、附帯決議を行った。

#### ○平成8年4月25日（木）（第9回）

- 平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成8年4月26日（金）（第10回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정した。
- 平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について久保大蔵大臣、政府委員、運輸省、厚生省、自治省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

#### ○平成8年5月7日（火）（第11回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求める 것을決定した。
- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 8 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 8 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について久保大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、大蔵省、会計検査院、運輸省、厚生省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成 8 年 5 月 9 日（木）（第12回）

- 平成 8 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。  
（閣法第 2 号） 賛成会派 自民、平成、社民  
反対会派 共産、新社

○平成 8 年 6 月 18 日（火）（第13回）

- 請願第44号外39件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

平成 7 年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第 1 号）

【要 旨】

本法律案は、平成 7 年度における租税収入の減少を補うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

- (1) 政府は、財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成 7 年度の一般会計補正予算（第 3 号）において見込まれる租税収入の減少を補うため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（1 兆 9,060 億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)により発行することができるとされた特例公債の発行は、平成 8 年 6 月 30 日まで行うこととし、同年 4 月 1 日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成 7 年度所属の歳入とする。

- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

## 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

# 平成 8 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第 2 号)

## 【要 旨】

本法律案は、平成 8 年度における公債の発行の特例に関する措置、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 特例公債の発行等

#### (1) 特例公債の発行

政府は、財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成 8 年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（10兆1,184億円）の範囲内で、特例公債を発行することができるこことする。

(2) (1)により発行することができるとされた特例公債の発行は、平成 9 年 6 月 30 日まで行うことができるこことし、同年 4 月 1 日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成 8 年度所属の歳入とすることとする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

### 2 一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成 8 年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から8,000億円を控除した額を繰り入れるものとする。

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分（8,000億円）及びその運用収入相当額の合算額に

達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

### 3 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成 8 年度において、外国為替資金特別会計法第13条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れ（5,300億円）をするほか、同特別会計から2,000億円を限り、一般会計へ繰り入れることができるこことする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成 8 年 4 月 1 日」を「公布の日」とする修正が行われている。

## 平成 8 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第 6 号）

### 【要 旨】

本法律案は、平成 8 年分の所得税について、特別減税を行うための臨時措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 特別減税額の控除及び減税額

平成 8 年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、その額は、特別減税前の所得税額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が 5 万円を超える場合には、5 万円）とする。

#### 2 特別減税の実施方法

##### (1) 確定申告に係る特別減税

平成 8 年分の所得税に係る確定申告書を提出する居住者等については、その提出の際に、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

##### (2) 給与等に係る特別減税

① 平成 8 年 6 月において、同年 1 月から 6 月までの間に支払われた給与等につき源泉徴収された所得税の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が 2 万 5,000 円を超える場合には、2 万 5,000 円）に相当する所得税を還付する。

② 平成 8 年中に支払の確定した給与等につき年末調整の対象となる給与所得者については、年末調整の際に、年末調整による年税額に100分の15を乗じて計算した給与特別減税額から①の還付金額を控除した金額を当該年末調整による年税額から控除する。

##### (3) 公的年金等に係る特別減税

平成 8 年 6 月 1 日において、同年 1 月から同年 6 月に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税額の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が 2 万 5,000 円を超える場合には 2 万 5,000 円）に相当する所得税を還付する。また、平成 8 年 12 月 1 日において、同年 7 月か

ら同年12月までの期間内に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税についても同様に還付する。

なお、本法律施行に伴う平成8年度における租税減収見込額は、1兆4,050億円である。

## 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

### 【要旨】

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 土地税制

##### (1) 地価税

- ① 税率を0.15%（現行0.3%）に引き下げる。
- ② 平成9年以後の基礎控除（現行1億円超の法人は10億円）を、資本の金額等が10億円超の法人は5億円に、資本の金額等が1億円超10億円以下の法人は8億円にそれぞれ引き下げる。

##### (2) 譲渡益課税

- ① 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得（5年超）に対する税率を、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分は20%（現行25%）に、特別控除後の譲渡益4,000万円超8,000万円以下の部分は25%（現行30%）にそれぞれ引き下げる。
- ② 法人の土地譲渡益に対する特別課税制度の税率を、長期所有土地等（5年超）に係るものは5%（現行10%）に、短期所有土地等（2年超5年以下）に係るものは10%（現行20%）にそれぞれ引き下げる。また、超短期所有土地等（2年以下）に係る課税制度を、15%の税率による追加課税方式（現行通常の法人税率に30%の税率を加算した分離課税）に改める。

##### (3) 登録免許税

平成8年4月1日から1年間、課税標準（不動産の価額である土地）を固定資産課税台帳の登録価格の40%（現行40%、平成8年度から50%）とする措置を講ずる。

#### 2 証券税制

##### (1) 有価証券取引税

平成8年4月1日から2年間、株券等の譲渡に係る第2種の税率を0.21%（現行0.3%）とする措置を講ずる。

## (2) 株式譲渡益課税

平成8年4月1日から2年間、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税のみなし譲渡利益率を5.25%（現行5%）とする措置を講ずる。

## 3 課税の適正化等

### (1) 公益法人課税

収益事業を営まない公益法人等についても、一定の小規模な法人を除き、収支計算書の提出を義務付ける（平成9年以後に開始する事業年度から適用）。

### (2) 相続税の課税価格の計算の特例

相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等について、取得価格で計算するとした相続税の課税価格の計算の特例を廃止する。

### (3) 消費税に係る課税の適正化

限界控除制度について、平成8年4月1日以後に終了する課税期間に係る控除限度額を10万円（年換算）とする措置を講ずる。

### (4) 発泡酒に係る酒税の税率

平成8年10月1日以後、1キロリットルにつき、麦芽の重量比率が50%以上（現行67%以上）のものについては22万2,000円、50%未満25%以上（現行67%未満25%以上）のものについては15万2,700円、25%未満のものについては10万5,000円（現行8万3,300円）とする措置を講ずる。

## 4 その他の租税特別措置の改正

いわゆるストックオプションに係る課税の特例等の措置を新設するとともに、電線類地中化設備の特別償却制度の償却割合の引下げ等既存の租税特別措置の整理合理化を行うほか、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等、適用期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成8年度租税減収見込額は、約2,030億円である。

## 【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを行うとともに、特に租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、制度改革等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員につ

いては、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を行うこと。右決議する。

## 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

### 【要 旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 関税率等の改正

ウルグアイ・ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目のうち段階的に関税率を引き下げていくことを国際的に譲許している一部の鉱工業品について平成10年1月1日から適用されるべき関税率を平成8年4月1日から適用することにより関税率の段階的引下げを前倒しするとともに、最近の国内産業事情等にかんがみ、繭、生糸の関税割当一次税率等の撤廃等を行うほか、平成8年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限の延長等を行う。

#### 2 減免税還付制度の延長等

平成8年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度等の関税の減免税還付制度について、その適用期限の延長等を行う。

#### 3 その他

災害による関税の申請等の期限の延長制度等を設ける。

なお、本法律施行に伴う平成8年度一般会計の関税減収見込額は、約70億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約1億円である。

### 【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんが

み、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。右決議する。

## 塩事業法案（閣法第79号）（先議）

### 【要　旨】

本法律案は、塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩需給見通しの策定及び公表、塩の製造、特定販売及び卸売の事業に係る登録制度、塩事業センターによる生活用塩の供給等の業務並びに緊急時対策等について所要の措置を講ずることにより、塩事業法を制定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1　塩需給見通し

大蔵大臣は、毎年度、塩需給見通しを策定し、公表しなければならない。

#### 2　塩事業の扱い手

塩の製造、輸入（特定販売）、卸売は登録又は届出により、また、小売については登録・届出を要しないで行うことができる。

#### 3　塩事業センター

国民生活に使用される良質な塩の安定的な供給の確保を図るため、大蔵大臣は、民法第34条の規定による法人を「塩事業センター」として指定し、生活用塩の供給、塩の備蓄・緊急時の供給等の業務を行わせる。

#### 4　施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、塩事業センターの指定等及び塩専売事業に係る財産の承継並びに助成業務に関する規定等は、公布の日から施行する。

#### 5　経過措置

塩産業の自立化達成の観点から、平成14年3月31日までの5年間、以下の経過措置を講ずる。

- (1) 特定の化学製品の製造の用に供するための塩（ソーダ工業用塩）を除く塩については、塩事業センターが一元的に輸入する。
- (2) 塩卸売業への新規参入を抑制するとともに、塩製造業者は、その製造した塩を塩事業センター又は塩卸売業者を通じて販売する。
- (3) 塩事業センターにおいて、塩産業の合理化推進及び転廃業助成のための支援措置を講ずる。

## 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 塩専売制度改革の趣旨にかんがみ、消費者ニーズに対応した多様な塩の供給が行われるよう努めること。
- 一 塩が国民生活に不可欠な代替性のない生活必需物資であることにかんがみ、良質な塩の安定的な供給を確保するとともに、緊急時にも十分対応できるよう所要の備蓄量を確保すること。特に、離島・過疎地等における供給及び価格の安定が維持されるよう努めること。
- 一 国内塩が輸入塩と価格面で適切な競争が可能となるよう関税割当制度の導入等について検討するとともに、経済合理性の下で食料用塩の需要量と同程度の塩が国内生産により確保されるよう努めること。
- 一 塩の製造・流通業界の実態に即しつつ、生産・流通両面の一層の構造改善を推進し、もって国内塩産業自立化の促進が図られるよう努めること。
- 一 日本たばこ産業株式会社の塩専売事業本部の廃止及び塩製造業者、塩卸売業者の合理化・転廃業に当たっては、塩産業従事者の雇用面の不安が生じることのないよう努めること。

右決議する。

## 平成 7 年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第 1 号）

### 【要 旨】

本法律案は、平成 7 年度において、水田営農活性化対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稻作の転換を行う者等に対し交付する水田営農活性化助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得に係る収入金額とみなすことともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後 2 年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成 7 年度における租税の減収見込額は、約 3 億円である。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案	衆	8. 1.22	8. 2.14	8. 2.16 可 決	8. 2.16 可 決	8. 2.13	8. 2.14 可 決	8. 2.14 可 決
※2	平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	"	1.22	4.23	5. 9 可 決	5. 10 可 決	2.22	4.11 修 正	4.11 修 正
※6	平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	"	1.30	3.26 (予備)	3.28 可 決	3.29 可 決	2.22	3.25 可 決	3.26 可 決
※7	租税特別措置法の一部を改正する法律案	"	1.30	3.26 (予備)	3.28 可 決 附帯決議	3.29 可 決	2.22	3.25 可 決 附帯決議	3.26 可 決
※34	関税率法等の一部を改正する法律案	"	2. 9	3.26 (予備)	3.28 可 決 附帯決議	3.29 可 決	3.22	3.25 可 決 附帯決議	3.26 可 決
79	塩事業法案	参	3. 8	4. 4	4.11 可 決 附帯決議	4.12 可 決	4.18	4.26 可 決 附帯決議	5. 9 可 決

##### ・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 久間 章生君 (8. 2.13)	8. 2.13	8. 2.13	8. 2.13 (予備)	8. 2.14 可 決	8. 2.14 可 決			8. 2.13 可 決